

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 19 日

各経済産業局・内閣府沖縄総合事務局
伝統的工艺品産業担当課長 殿

商務情報政策局伝統的工艺品産業室長

振興計画等各種事業計画の認定申請時及び伝統的工艺品産業支援補助金の申請時における地方公共団体との連携について（依頼）

平素より大変お世話になっております。

平成 26 年度に開始された地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（別添 1）が近日閣議決定される見込みです。

同方針において、伝統的工艺品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 条）に関し、振興計画等各種事業計画の認定申請時、及び伝統的工艺品産業支援補助金の申請時における地方公共団体との積極的な連携が求められているところです。

そこで、各局におかれましては、以下 3 点についてご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。なお、ご協力いただくにあたり、別添 2 を例として管内都道府県へ本件を周知願います。

- 1．事業者等から振興計画等各種計画に係る事前相談があった際は、都道府県に対し情報提供や意見聴取を行う。
- 2．事業者等から伝統的工艺品産業支援補助金に係る事前相談や申請があった際は、都道府県に対し情報提供や意見聴取を行う。
- 3．伝統的工艺品産業の振興にあたり、年に 1 回程度管内都道府県の担当者を集めて情報共有する場を設ける。

担当：商務情報政策局伝統的工艺品産業室

宮井、藤枝

電 話 03 - 3501 - 3544

F A X 03 - 3501 - 6794

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）

（一部抜粋）

伝統的工艺品産業の振興に関する法律（昭49法57）

- （ ）振興計画の認定（4条1項）等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。
- （ ）伝統的工艺品産業に対する補助（伝統的工艺品産業支援補助金）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。

(例文)

平成27年1月 日

県 部 課長 殿

省(府) 局 部 課長

振興計画等各種事業計画の認定申請時及び伝統的工芸品産業支援補助金の申請時における地方公共団体との連携について(依頼)

日頃より伝統的工芸品産業政策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

平成26年度に開始された地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(別添1)が近日閣議決定される見込みです。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57条)に関しては、振興計画等各種事業計画の認定申請時、及び伝統的工芸品産業支援補助金の申請時における地方公共団体との積極的な連携が求められているところです。

そこで、御県(都・道・府)におかれましては、以下3点についてご協力いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

1. 事業者等から各経済産業局・内閣府沖縄総合事務局へ振興計画等各種計画に係る事前相談があった際は、関係する都道府県に対し適宜情報提供を行うので、ご確認いただき、必要に応じて意見を述べていただきたい。
2. 事業者等から各経済産業局・内閣府沖縄総合事務局へ伝統的工芸品産業支援補助金に係る事前相談や申請があった際は、関係する都道府県に対し適宜情報提供を行うので、ご確認いただき、必要に応じて意見を述べていただきたい。
3. 伝統的工芸品産業の振興にあたり、年に1回程度管内都道府県の担当者を集めて情報共有する場を設ける。

以上についてご質問等ございましたら、以下あて先までお問い合わせください。

問い合わせ先：

| | | |
|-------|---|---|
| 局 部 課 | | |
| 電 話 | - | - |
| F A X | - | - |